

消防予第 226 号
平成 26 年 5 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

表示マークの商標権の設定及び虚偽又は類似の表示マークへの対応について

防火対象物に係る表示制度により消防機関からホテル・旅館等の関係者に対して交付する表示マークの使用方法等については、「ホームページ等における表示マークの使用方法等について」(平成 26 年 3 月 7 日付け消防予第 61 号。以下「第 61 号通知」という。)により運用いただいているところです。

今般、「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成 25 年 10 月 31 日付け消防予第 418 号) 別図に定める表示マークの不適切な使用を防ぎ、本制度の信頼性を確保するため、下記 1 のとおり商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に基づく商標権の設定の登録がなされましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、虚偽又は類似の表示マークが使用された場合においては、第 61 号通知 6 の「虚偽の表示マークへの対応について」によるほか、下記 2 に留意し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 商標権の設定の登録について(詳細は、別添の商標登録証(写)を参照)

- (1) 商標登録証：登録第 5 6 6 7 1 8 6 号
- (2) 商標：別図のとおり
- (3) 商標権者：東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 消防庁長官
- (4) 出願番号：商願 2 0 1 3 - 0 8 9 3 8 5
- (5) 出願年月日：平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日
- (6) 登録年月日：平成 2 6 年 5 月 9 日
- (7) 指定商品又は指定役務の区分：第 16, 20, 42, 45 類

2 虚偽又は類似の表示マークが使用された場合の留意事項

- (1) 商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に基づく商標権は、商標の使用をする者の業務上の信用を維持し、需要者の利益を保護するために設定されるものであり、商標権者は、指定商品又は指定役務について、登録商標の使用をする権利を専有すること。

また、その権利を侵害するものに対する侵害行為の差止請求権や損害賠償請求権が認められ、権利侵害の行為者に対しては、刑事罰が科される場合もあること。

なお、各消防本部等において、条例等により既に独自の表示制度を運用しているものについては、本商標権の侵害には該当しないものであること。

- (2) 表示マークを返還した事業所や表示マークの交付を受けていない事業所において、表示マークを偽って使用（ホームページ等における使用を含む。）した場合には、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第13号の誤認惹起行為（役務やその広告等に、その役務の質、内容等について誤認させるような表示をする行為）に該当するおそれがあること。また、行為者に対して刑事罰等が科される場合もあること。
- (3) 表示マークの不適切な使用を防ぎ、本制度の信頼性を確保するため、消防本部等においては、立入検査等の機会を通じ、本表示制度の趣旨、内容等について、引き続き、十分周知の徹底を図られたいこと。また、表示マークの不適切な使用を認められた場合には、当該事業所に本表示制度の趣旨、内容等の説明を行い、表示マークの使用を止めるよう継続的に指導するとともに、当該事項について関係機関に情報提供し、適切な対応を図られたいこと。

【別図】



消防庁予防課企画調整・制度・防災管理係
電話：03-5253-7523/FAX：03-5253-7533
E-mail：s6.nakamura.soumu.go.jp